

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から同年12月まで

社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できない旨の回答をもらったが、亡くなった母から結婚するときに「すべて納付しているからね。」と言われて手帳を渡されたので、納付されているはずである。

妹の国民年金の納付記録は、宮城地方第三者委員会で記録訂正された。

領収書等は無いが、妹と同様に母が特例納付してくれたはずなので、未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の亡き母親が申立人を含め家族の分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の両親は昭和36年4月から60歳に達するまでの全期間について保険料を完納しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、その払出時期は45年4月であることが確認できることから、払出前の保険料については、いずれかの時点で特例納付を行った可能性が高く、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妹は、昭和45年9月から46年2月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の計18か月の未納期間があったが、49年12月10日に第2回特例納付の納付書が発行されていることが確認でき、納付意識の高かった申立人の母親が納付しなかったとは考え難いとして納付記録が訂正されている。

さらに、申立人は、昭和49年に結婚しA市に異動するまでに実施され

た第1回特例納付実施期間中（45年7月から47年6月まで）に、特例納付を行えた状況にあったことから、納付意識が高く、かつ、申立人の将来を心配していた（申立人の妹の証言）申立人の亡き母親が特例納付したと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 2 月まで

私が会社を退職したとき、妻が夫婦二人分の国民年金に関する手続を市役所で行い、金融機関で夫婦二人分の保険料を納めていたが、納付記録があるのは妻の分だけであり、私の分が納めたことになっていないのはおかしい。

申立期間以外の国民年金の加入義務がある期間は納付記録があるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和 48 年の婚姻以降現在に至るまで、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、夫婦共に国民年金の強制又は第 1 号被保険者の対象となった 5 度の期間（妻が任意加入している期間を除く。）については、申立期間を除きいずれも夫婦共に被保険者資格を取得し、保険料が納付済みとなっていることが確認できる。ところが、申立期間については、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行い、保険料も納付済みとなっているのに、申立人のみが国民年金に未加入となっているのは不自然である。

また、申立期間は 17 か月と比較的短期間であり、婚姻後の国民年金加入期間については、保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続は母親がしてくれ、申立期間①の保険料も納付してくれたが、母親は病気のため詳しいことは確認できない。

申立期間②の保険料は、私がA市役所の窓口や銀行の窓口で細長く青っぽい納付書で定期的に納付していたと記憶している。

保険料が未納ということが理解できないので、きちんと調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ9か月及び3か月と短期間である。

また、申立期間①について、申立人は、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和47年9月20日にB町で払い出されていることが確認できるし、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の保険料を納付したとする母親は、国民年金加入期間に未納は無く、同年10月からは付加年金にも加入しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間①は年度内の一部が未納であることから、本来、社会保険事務所に国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）が保管されているはずであるのに、同台帳は社会保険事務所に保管されていない。

加えて、申立期間②について、申立人は、A市役所の窓口や銀行で夫婦の保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその夫の手帳記号番

号は昭和 49 年 5 月 16 日に夫婦連番で同市で払い出されていることが確認できるが、同市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、夫婦の納付状況は同一で夫婦共に申立期間②を除き未納は無い上、昭和 50 年度の保険料については夫婦共に前納している。したがって、申立人の納付意識は高かったと考えられるのに、その直前の申立期間②が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 6 月まで

平成 20 年 2 月、社会保険事務所に昭和 47 年 4 月から 49 年 7 月までの期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、49 年 1 月から同年 6 月までが未納となっている旨の回答があった。保険料は親が納付をしてくれていたため未納となっていることは絶対にあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6 か月と短期間である。

また、申立期間は年度内の一部期間が未納であることから、本来、社会保険事務所は国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を保管する必要があるところ、社会保険事務所には保管されていない。

さらに、申立人が昭和 49 年 7 月から居住した A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間の同年 1 月から同年 3 月までの保険料について、納付したことを示す押印がされているほか、同年 4 月から同年 6 月までの保険料について、納付を取り消すように鉛筆で二重線が引かれているものの、納付したことを示す押印がされているなど、国民年金の記録管理に多くの不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月21日から同年6月1日まで

私は、昭和34年5月A社に入社し、36年3月21日に同社C出張所から本社に異動したが、申立期間は厚生年金保険が未加入期間となっており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する厚生年金被保険者名簿、事業主の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年3月21日にA社C出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和62年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和41年12月1日にC社（現在は、B社）に入社したが、関連会社のA社に異動したころの厚生年金保険の加入記録が無い。入社から退職するまで社会保険料は毎月継続して給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人所有の辞令書の写し及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、昭和62年5月31日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和62年6月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る関連資料は保存しておらず不明としており、これらを確認できる周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月16日から38年4月10日まで
A社に勤務していたが、36年9月16日から38年4月10日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

昭和36年9月16日にA社C工場から同社B工場に異動してから47年4月30日に同社を退職するまでの期間は、長期出張で何か月か同社D工場に勤務したことがあるものの、継続して同社B工場に在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、申立人及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年9月16日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所が保管しているA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立期間に係る被保険者の健康保険番号に欠番が無いことから、

申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が昭和38年4月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 10 日から 42 年 3 月 21 日まで
申立期間については、脱退手当金支給済みであるとのことだが、その期間の脱退手当金の請求手続はしていないし、退職後に事業所からの金銭の受取は一切無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所の被保険者原票のうち、申立人の前後の 97 人（いずれも女性）のうち、申立人と同時期に当該事業所を退職し、脱退手当金の受給要件を満たす 15 人の脱退手当金の支給記録について調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考えにくい。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の 3 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、4 回の被保険者期間のうち、申立人が 3 回の被保険者期間を失念するとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は47年6月24日に特例納付により納付されているものの、国民年金に加入していない期間のため同年11月2日に還付の決定をしているとの回答をもらった。

私は、当時金融機関の口座を持っておらず、還付された保険料を受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）から、申立人が申立期間の国民年金保険料を第1回特例納付期間内の昭和47年6月24日に特例納付していたことは確認できるものの、申立期間については未加入期間であることが判明し、当該期間の保険料は制度上納付することができないことから、特例納付された申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、上記台帳によれば、申立期間の保険料については還付処理されたことが還付金額や還付決定日等とともに記録されており、この記録に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）において、確認できる保険料還付の記録にも不合理な点はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月及び同年10月

平成12年2月ごろ、当時A県B市に住所があったが、仕事でA県C市D区に通っており、D区役所で何かの手続か何かの納付をしたとき、窓口の人から9年9月及び同年10月の国民年金保険料が納付されていないと説明され、すぐに同区役所にあるATMで2か月分（1か月分約1万3,000円）の現金を引き出して、窓口で支払った。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、平成12年2月ごろA県C市D区役所の窓口で納付したと主張しているが、この当時、申立人の住所は同市には無くA県B市にあったことから、当該保険料をD区役所で納付することはできない上、この時点で、申立期間は、すべて時効により保険料を納付することができない。

また、D区では、既に時効となった期間の保険料の納付指導を行うことは無いと回答している。

一方、申立人の姉は、申立人から「A県で役所へ行ったら、E県F市に居たときの分で国民年金の支払が2か月分未納になっていると言われて、そのとき支払ってきた。」旨の話を聞いたとする証言書を提出しているが、当該証言は伝聞によるものであり、具体的な納付したとする期間、納付時期、納付先等が明確でなく、当該証言により申立期間の保険料納付を推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 12 月まで
昭和 56 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、保険料の納付事実が確認できないとの回答を得た。

申立期間当時は A 社と B 社に勤めていたが、厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入し保険料を納めていたため納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月ごろに C 市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号に使用されている記号は D 社会保険事務所が新設された平成元年 4 月以降に使用されるようになったものであり、これ以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、当該手帳記号番号が使用されるようになった時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を C 市役所 E 支所で納付したとしているが、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 6 月 29 日までの期間は F 市に住民登録していたことから、この期間は当該支所で保険料を納付することができない。

さらに、申立人に係る C 市の国民年金資格得喪記録によると、昭和 54 年 4 月 1 日の新規取得及び申立期間に係る 56 年 4 月 12 日再取得、60 年 1 月 4 日喪失の処理年月日は、いずれも平成 4 年 2 月 19 日と記録されていることから、当該処理がなされるまでは、申立期間は国民年金に未加入であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 9 月まで

社会保険事務所への被保険者記録照会結果によると、昭和 55 年 6 月 30 日に、1 か月当たり 4,000 円の保険料で、47 年 10 月以降の 60 か月分（同年 10 月から 51 年 12 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 12 月までの期間）の特例納付の記録はあるものの、申立期間の 138 か月分が未納となっていた。そのとき、お金をかき集めて 25 万円から 30 万円を一括で支払い、過去の未納分をすべて納付したと思っていた。47 年 10 月以降の 60 か月分の保険料 24 万円に、申立期間の当時の保険料 3 万円弱を加えると、私が一括納付した金額に見合うので、証拠は一切無いが、申立期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に国民年金保険料を特例納付した際に、36 年 4 月以降の申立期間 138 か月の保険料も併せて納付したと主張しているが、社会保険庁の記録によると、47 年 10 月以降の 60 か月の保険料 24 万円が特例納付により納付されていることが確認できる。しかし、当該納付額に、申立期間の特例納付の保険料額 55 万 2,000 円（4,000 円×138 か月）を合わせると、79 万 2,000 円となり、申立人が記憶している納付額とは大幅に相違する。

また、このときの特例納付が昭和 47 年 10 月からとされているが、同年同月から申立人が 60 歳になる前月までの月数が 301 か月となることから、当該特例納付期間は、申立人が 60 歳までに年金受給資格（納付済期間 300 か月以上）を確保するよう設定されたものと推察される。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年5月まで

昭和35年春ごろ、兄と一緒に勤務していたA社の社長及び経理を担当していた兄の妻（社長の妹）から年金に加入したので頑張るようにと言われた。保険料は給料から月額200円から300円引かれていた。

兄は国民年金に加入し保険料が納付されているのに、自分の分が加入や納付がされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人と同一事業所に勤務していた申立人の兄夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月29日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立人の手帳記号番号は見当たらない。

また、B市が保管している兄夫婦の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和36年度の保険料は昭和37年6月21日に一括納付されていることが確認できる上、申立人が給料から毎月控除されていたとする金額（200円から300円）は申立期間当時の国民年金保険料額（100円）と相違している。

さらに、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、資格取得日は昭和61年10月1日となっており、申立人が所持する年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日と一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であって納付書が発行されることは無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの期間及び同年7月から63年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月から61年3月まで
② 昭和61年7月から63年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、元妻に納付を依頼していたので納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料の納付についての具体的な状況が不明であり、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の元妻の国民年金保険料の納付記録も、申立期間①の期間が未納になっており、申立期間②の一部期間（昭和61年7月から63年1月まで）についても未納となっていることからすると、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年12月まで
申立期間の保険料は特例納付制度を利用して、30年前ごろに、駅前の通りにあるA郵便局で納付した記憶がある。納付した年月日は覚えていないが、納付した保険料の受領書をその場で受け取り、領収書は後日、行政区長が自宅に届けてくれたことが印象に残っているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、駅前の通りへ移転した後のA郵便局において特例納付した記憶があると述べているが、同郵便局に対する照会の結果、現在の所在地（駅前の通り）に移転したのは平成2年8月6日であることが判明した。しかし、この移転した時期以降に特例納付が実施されたことは無いことから、申立人が特例納付により保険料を納付したとは考えられない。

また、申立人は特例納付により一括納付したとする申立期間の保険料額を1万6,000円から1万8,000円と述べているが、過去3回実施された特例納付期間中に特例納付した場合の保険料額（第1回2万5,650円、第2回5万1,300円、第3回22万8,000円）とも異なっている。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、特例納付の納付書を発行したことを示す記載は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月30日から8年5月30日までの期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成8年5月30日から9年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から9年5月1日まで

平成6年6月30日から9年5月1日までの期間のA社における厚生年金保険加入記録が未加入となっていることをねんきん特別便を見て初めて知った。

私の会社に勤務していた社員のねんきん特別便を見せてもらったところ、平成8年5月30日に厚生年金保険の資格を喪失していたが、役員であった私は、6年6月30日に資格喪失しており、当該事業所が再加入する9年5月1日までの期間の加入記録が無かった。

これについて、私は、保険料の支払遅延のために資格を喪失させられたのではないかと思うが、申立期間内に社会保険事務所に対して資格喪失届や資格取得届等を作成して提出したことは一切無いと確信しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役として、同社に在籍していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成8年5月30日に適用事業所ではなくなっているところ、同年6月10日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格を6年6月30日にさかのぼって喪失し、同年10月及び7年10月の定時決定の記録の取消処理が行なわれてい

ることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の全喪届や被保険者資格の喪失届を提出した記憶は無いとしているところ、保険料の滞納について承知しており、社会保険事務所職員と保険料の支払について話した記憶があるとしている上、「申立期間当時、社会保険に関する事務を自ら行っており、厚生年金保険料の支払についても責任者であった。」と述べていることから、申立人は、A社の代表取締役として、自らの被保険者資格の喪失処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務の執行に責任を有する代表取締役であったことから、自らの被保険者資格の喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成8年5月30日から9年5月1日までの期間については、当該事業所が8年5月30日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は平成8年6月10日に、健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

さらに、「国民健康保険退職被保険者証」によると、申立人は、平成7年4月1日から退職被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 7 月 1 日から同年 10 月 14 日まで
② 昭和 22 年 10 月 14 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所から未加入期間と回答を受けた期間のうち、申立期間①については、A団体B支部が昭和 22 年 7 月 1 日事業所廃止となった後も同団体C支部及び本部で勤務していた期間である。申立期間②については、提出した辞令のとおり、同年 10 月 14 日にD法人E支所に採用され勤務していたもので、厚生年金保険被保険者記録に2か月間の空白があることに納得がいかない。

いずれも給料明細書等はないが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間後の昭和 25 年 9 月 15 日からF省G事業所（当時）に勤務しており、H省（旧F省）I局が保管している当時の人事記録によれば、申立人はA団体に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が述べている同僚4人は既に亡くなっていることから申立期間当時についての証言を得ることができない。

また、A団体は昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同団体の事業を継承したとするJ団体は、29 年 9 月に設立されているため、それ以前に廃止されたA団体の資料は無いと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA団体の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における健康保険の番号に欠番は無く、申

立人の氏名は確認できないほか、社会保険事務所の記録では、同団体C支部については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、申立人が述べている同僚については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が見当たらないことから、厚生年金保険被保険者資格を確認することができない。

申立期間②について、申立人が提出したD法人の昭和22年10月14日付けの辞令及び前述のH省I局が保管している人事記録から、申立人はD法人E支所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時にD法人E支所での厚生年金保険被保険者記録を有する複数の者に対し照会を行ったが、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできなかった。

また、D法人E支所は昭和26年6月1日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当該事業を継承する事業所も無いことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するD法人E支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 25 日から 35 年 7 月 25 日まで
A社に昭和 33 年 7 月 25 日から 35 年 10 月 16 日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険の加入期間は、同年 7 月 25 日から同年 10 月 17 日までとの回答があった。

しかし、A社に入社してから約 6 か月間は倉庫作業に従事しており、その後、約 2 年間はチャーター車の運転手としてB社C営業所に派遣されていたが、この間もA社の社員であり、給料も同社から支給されていたので納得できない。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当該事業所における申立期間当時の複数の同僚等は、申立人の名前を記憶しておらず、また、記憶していても申立人の勤務期間までは覚えていないため、申立期間当時の勤務状況等を確認できない。

さらに、当時の経理事務を担当していた元事業主の妻は、申立人のことを覚えておらず、申立期間当時の資料は保存されていないことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間のほとんどの期間はB社C営業所に派遣されていたとしていることから、厚生年金保険の適用事業所について調べたところ、同営業所名での厚生年金保険の適用事業所は見当たらないほか、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた同名称の事業所及び類似名称の事業所について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年

金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 769 (事案 471 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月10日から同年9月26日まで

私は、昭和36年9月25日にA社を退職したと記憶しているが、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月10日となっていることに納得できない。

厚生年金保険の保険料は、退職するまで継続して給料から控除されていたので、事業所の担当者が意識的にずさんな処理を行ったと考えられ、また、申立期間は長女が生まれたばかりで健康保険に入っていないことはあり得ず、厚生年金保険にも同時に加入していたと思われるので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については再申立てであり、当委員会は、給与から保険料が控除されていたことを裏付ける資料が無いこと、複数の同僚からも在籍期間について確たる証言を得ることができないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成21年2月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、事業所の担当者がずさんな処理を行ったと考えられ、また、申立期間は長女が生まれたばかりで診療等が必要な時期であり健康保険に入っていないことはあり得ず、厚生年金保険にも同時に加入していたはずだと主張しているが、社会保険事務所が昭和36年9月26日に実施した標準報酬適否調査でも、申立人について資格の取得・喪失日や標準報酬月額について訂正が行われておらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業

所別被保険者名簿（マイクロフィルム）に記録されている申立人の資格喪失年月日の同年8月10日が適正であったと推認できる。

また、申立人は事業所の担当者がずさんな処理を行ったと主張しているが、これを裏付ける資料は無く、また、複数の同僚からも在籍期間について確たる証言を得ることができないことから、当該事業所の厚生年金保険事務手続においてずさんな処理が行われた痕跡はうかがえない。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月 21 日から 57 年 3 月 16 日まで

② 昭和 60 年 4 月 16 日から 61 年 4 月 22 日まで

昭和 56 年 12 月 21 日から 57 年 3 月 16 日まで A 社（現在は、B 社）に、また、60 年 4 月 16 日から 61 年 4 月 22 日まで C 社に、それぞれセールスマンとして勤務していた。その際の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の給与支給額と標準報酬月額が、相違していた。申立期間に係る給与明細書等は所持していないが、誤って記録されていると思われるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社から提出の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額の決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立期間における申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間②について、C 社の元経理担当者は、「当時の給与体系は、役員と事務職は固定給、申立人と同じセールスマンは固定給に加え歩合給が支給されており、歩合給は社会保険料の算定の対象としていなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する A 社及び C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人の標準報酬月額の記録を同僚の記録と比較したところ、申立期間①の標準報酬月額は、元同僚 9

名が9万2,000円から9万8,000円、申立期間②の標準報酬月額は、元同僚8名が9万8,000円と記録されており、申立人の標準報酬月額9万8,000円が著しく低額とは認められない。

さらに、雇用保険被保険者台帳全記録によると、申立人の被保険者資格取得時の賃金は、申立期間①が9万8,000円、申立期間②が10万円となっており、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額9万8,000円の報酬月額と一致している。

加えて、申立期間①及び②の事業所における申立人の標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、両申立期間当時の報酬月額を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの関連資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 771 (事案 369 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 38 年 10 月 31 日まで

② 昭和 39 年 3 月 2 日から 40 年 8 月 1 日まで

申立期間については昭和 41 年 4 月 19 日に脱退手当金を支給したとされている。

しかし、私は受け取っていないので、確認してほしい。

もし支給したというのであれば、誰が社会保険事務所に請求したのか、誰が領収したのか、明確にしてほしい。

今回、新たにA社の退職金規程を提出する。これによれば私は退職金が出ることはなっていないので退職金をもらっていないし、併せて脱退手当金ももらっていないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、いずれも再申立てであり、当委員会は、i) 申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いこと、ii) 申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和41年4月19日に支給決定されているが、申立期間①に係るB社がC社会保険事務所管轄であり、申立期間②に係るA社がD社会保険事務所管轄と異なっており、両事務所間の照会・回答等の事務処理に一定の期間を要することを考慮すると、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、平成20年11月28日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知を申立人に対して行っている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として新たにA社の退職金規程を提出したが、この退職金規程には、申立人が脱退手当金を受給していないことを裏付ける記載は見当たらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。